

今後の交流人口拡大施策及び財源確保の方向性(案)に関する パブリックコメント等の実施状況及び基本的な考え方について

1. パブリックコメント

(1) 意見募集期間

令和6年2月28日(水)から3月28日(木)まで

(2) 意見募集の周知方法

①市施設・広報媒体

- ・ 市政情報センター、各区役所(総合支所)総合案内、東京事務所での配布
- ・ JR仙台駅2階仙台観光情報センター、秋保温泉郷観光案内所、作並・定義地区観光案内所での配布
- ・ 市政だより3月号掲載、仙台市ホームページ掲載(トップページへのスライダー、トピックス含む)、仙台市公式LINE配信(2/28、3/12、3/22の3回)
- ・ 市政ラジオ(仙台市民だより(東北放送)、ジョイフルSENDAI(Date FM)、せんだいラジオ通信(コミュニティFM4局))放送

②観光施設等

仙台国際センター、仙臺緑彩館、仙台城跡、青葉城本丸会館、瑞鳳殿、Route227s' Café、仙台ツーリストインフォメーションデスク、仙台うみの杜水族館、仙台商工会議所、ニッカディスティラリーサービス(株)、仙台国際空港(株)、宮城ふるさとプラザ(東京都内)への周知依頼

③宿泊事業者関係

- ・ 市内宿泊施設(旅館・ホテル営業、簡易宿所営業等)へ個別に郵送
- ・ 仙台ホテル旅館組合、宮城県ホテル旅館生活衛生同業組合、仙台ホテル総支配人協議会、秋保温泉旅館組合、作並温泉旅館組合への周知依頼

④観光関連事業者関係

(公財)仙台観光国際協会、仙台商工会議所、(一社)日本旅行業協会東北支部、(一社)仙台経済同友会、(一社)宮城県タクシー協会仙台地区総支部、仙台市中心部商店街活性化協議会、(一社)東北観光推進機構、公益社団法人宮城県バス協会への周知依頼

(3) 実施結果

■意見者数…305人

【内訳】

・ 仙台市内	37人
・ 宮城県内	34人
・ 宮城県外	12人
・ 不明	222人

■意見数 …420件

【内訳】

・ 強化すべき施策	53件
・ 財源の確保策	242件
・ 制度設計	50件
・ その他	75件

(4) 意見の概要

<強化すべき施策について>

○取組み1：エリアの特色を活かした魅力の磨き上げ

- ・ 広瀬川と青葉山公園および市中心部エリアの賑わい創出の重要性に関するご意見をいただいた。具体的取組みとしては、夜間早朝コンテンツや屋台の復活、仙台城の復元といった具体的な新たなコンテンツの造成に関するアイデアのほか、回遊するためのスムーズな移動もポイントとなるといったご意見があった。
- ・ 従来のように団体旅行ではなく、個人旅行のシフトが進む中、温泉全体を捉えた観光の視点による街づくりの必要性についてご意見をいただいた。具体的取組みとしては、面的に滞在環境を充実させるために、温泉街をそぞろ歩きしやすい環境づくり、工芸やクラフトの制作体験、秋保大滝の観光施設化などの自然環境の活用などのご意見があった。
- ・ 東部エリアにおいては、震災遺構や震災の教訓を学ぶ小中高生の修学旅行を誘致に向け、そのプロモーションや、豊かな体験を得られるプログラム開発に力を入れてほしいといったご意見があった。
- ・ 一方、これらの取組みは必要ではなく、わざわざ予算をかけて作為的に作ったものにインバウンドが集まる訳ではない、現状の予算で整備できる範囲で充分とのご意見があった。

○取組み2：交流人口の拡大促進

- ・ インバウンドの獲得に向けては、国際規格を満たすスケートリンクは、仙台の魅力を高め、国内外に訴求するための最大の起爆剤となりえるといった期待の声や、観光ボランティアについて、イベントごとの募集だけではなく、街中に常置することも考えられるといった受入環境の充実に関するご意見があった。一方、PRについては、日本中で行われており、効果が全く期待できないため必要はなく、個人のSNSの方が効果的だというご意見があった。
- ・ MICE推進について、ナノテラスの稼働はインバウンドの促進に大きく貢献できる好機であり、国内外から人を呼び込み、仙台市や周辺地域の魅力を発信してほしいといったご意見があった一方、大規模施設が無い仙台で注力すること自体が疑問で、助成金を出す意味合いを感じないといったご意見があった。
- ・ 閑散期対策として、各種スポーツイベントの誘致強化や、イベントに合わせた街中での回遊、消費に繋がる仕掛けづくりの重要性に関するご意見があった一方、閑散期対策は、間接費用がかさむだけで必要はないとのご意見があった。また、広域での情報発信やコンテンツの高付加価値化への取組みの強化など、東北全体への波及を期待する声や、まつり等において収益の向上につながる特別な体験が出来る商品の造成などの支援に関するご意見があった。

○取組み3：来訪者の受入環境の充実

- ・ 観光資源が豊富で美しい自然や歴史的な名所が数多く存在しており、この魅力を最大限に引き出すために、デジタル化の促進が不可欠である（観光案内アプリ、オンライン予約システム、デジタルアートやVR体験の提供等）といったご意見があった一方、観光DXは、事業者の自主判断と費用において実施すべきもので、行政側が負担すべきものではないとのご意見があった。宿泊施設の高付加価値化についても同様に、もっと費用をかけるべきとのご意見と企業の自助努力によるべきとの双方のご意見があった。
- ・ 観光関連対策基金については、より具体的な支援策を検討し、もしもの時に助けてもらえる安心感を宿泊施設側に見せることが重要とのご意見があった。

<財源の確保策について>

- ・ 宿泊税は、宿泊する際に全く気にならない、海外でのチップや都会のホテルでのサービス料などもあるので宿泊税も納得できるといったご意見や、観光の目玉が少ないので、仙台に行こうと思わせてくれることに期待したい、また来たいと思える観光地づくりのために使われるのであれば良いといった、使途を明確化してしっかりと観光の魅力向上に活用すべきとのご意見があった。
- ・ 予算に紐づいた観光財源の確保は重要で、都市間競争でFIT化が進む状況下、これから先の宿泊業界を考えると、今観光の魅力を上げることに力を入れなければ、仙台の宿泊はどんどん衰退していく、今が宿泊税導入のタイミングだといったご意見があった。
- ・ 一部都市で宿泊税導入の理由となっているオーバーツーリズムの状況に仙台はなっていない、使途や現行施策が不透明といったご意見のほか、宿泊客・観光客の減少を懸念するご意見、税を取らない場所に行った方が良いとのご意見があった。
- ・ 宿泊業界は人手不足が深刻化しており日々のオペレーションで精一杯で、お客様への説明や苦言等への対応など、宿泊事業者の負担の増加を懸念するご意見があった。
- ・ 他の不要な事業をなくすことでこの金額が捻出できるという、事業のスクラップアンドビルドの必要性や、ふるさと納税などの財源をより獲得すべきとのご意見があった。

<制度設計について>

○税率、免税点及び課税免除

- ・ 200円くらい気にも留めない又は高いといった双方のご意見や、宮城県と合わせて500円となるのであれば高額だというご意見、低い税率から始めて見直しの際に引き上げを検討するなど段階的な運用の提案があった。
- ・ 免税点は、廉価な宿泊料を設定する施設への宿泊者への配慮になるため導入した方が良い、金額は、昨今の物価高騰等の状況から5,000円～6,000円程度に設定した方が良い、といったご意見があった一方、宿泊料金に関係なく徴収していただきたいというご意見があった。
- ・ 課税免除は、子どもたちに配慮すべきといったご意見や、県の設計と同様に教育旅行を対象として、長崎市の事例も参考とすべきというご意見があった。

○徴収

- ・ チェックイン時に現金で徴収されるよりも予約時に宿泊代金とあわせてカード決済した方が便利、又は、OTA側で宿泊税を上乗せして事前決済できるよう、国内主要3社程度のOTAと協議していただきたいといった、旅行者や宿泊事業者の負担軽減に関するご意見があった。
- ・ 徴収には手間と時間がかかるため、ホテル・旅館に仙台市は手数料を支払うべき、カード決済時のクレジットカード会社への手数料については納税額から控除すべきといった、宿泊事業者の費用負担への対応を求めるご意見があった。

○導入後の組織体制等

- ・ 現状の構成は現行の検討会議と同様であるが、宿泊税導入後は、より広範囲の視点と当事者の視点を取り入れるべきで宿泊事業者の割合を増やすなど構成を大きく変える必要があるといった推進体制の構成員に関するご意見があった。
- ・ 観光予算と税収を比較して、税収が上回るのであれば、税額を下げることも考えていただきたい、また、観光などに使用する目的税として、後に一般財源に変更などをしない確約もしてほしい、観光客が減少したらやめるべきで、見直し時期は1年にすべきといったご意見があった。

2. 旅行者アンケート

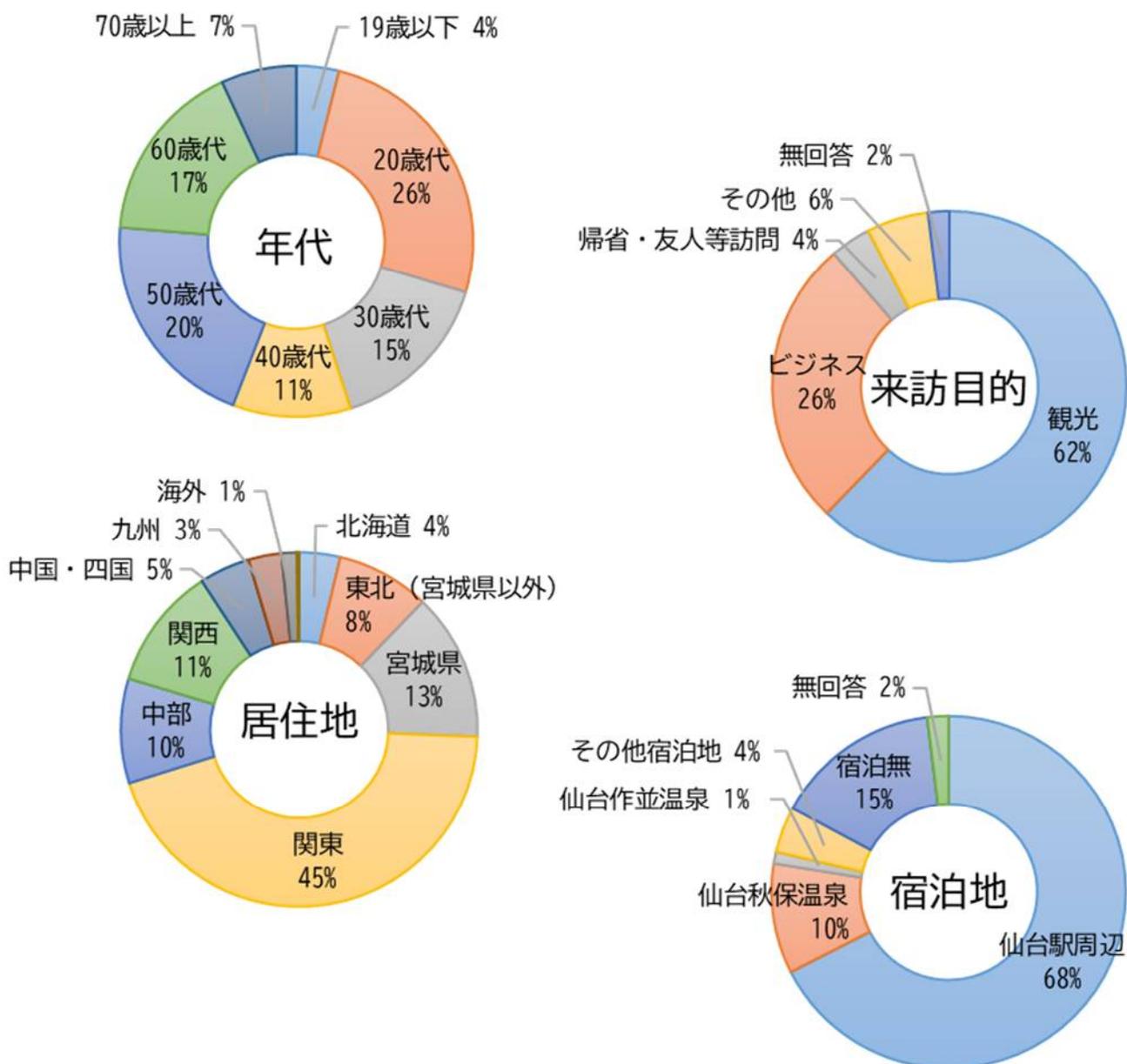
(1) 実施期間および調査手法

旅行者およびビジネス来訪者から直接意見を聴取するため、別紙のアンケート用紙により、本市の考え方を示しつつ、下記の通り対面によるアンケートを実施した。

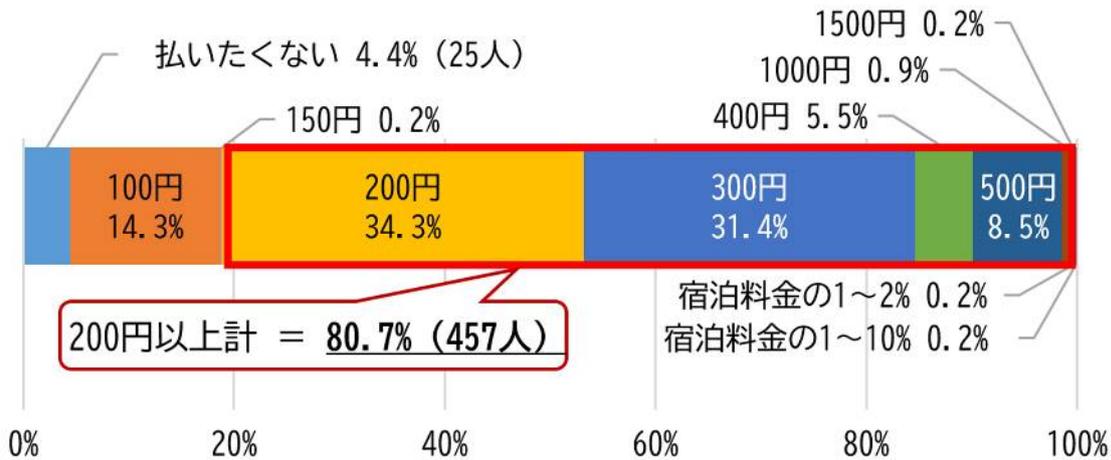
日時	場所	件数	備考
3月9日(土)	JR 仙台駅一歩る仙台バス乗り場	266	市内周遊観光客
3月9日(土)	カメイアリーナ仙台	68	ハイキュー!! 聖地
3月13日(水)	仙台国際センター	142	学会開催
3月16日(土)	秋保・里センター	58	温泉地の観光交流施設
3月16日(土)	湯のまち作並 観光交流館 ラサント	32	温泉地の観光交流施設
	合計	566	

(2) 実施結果

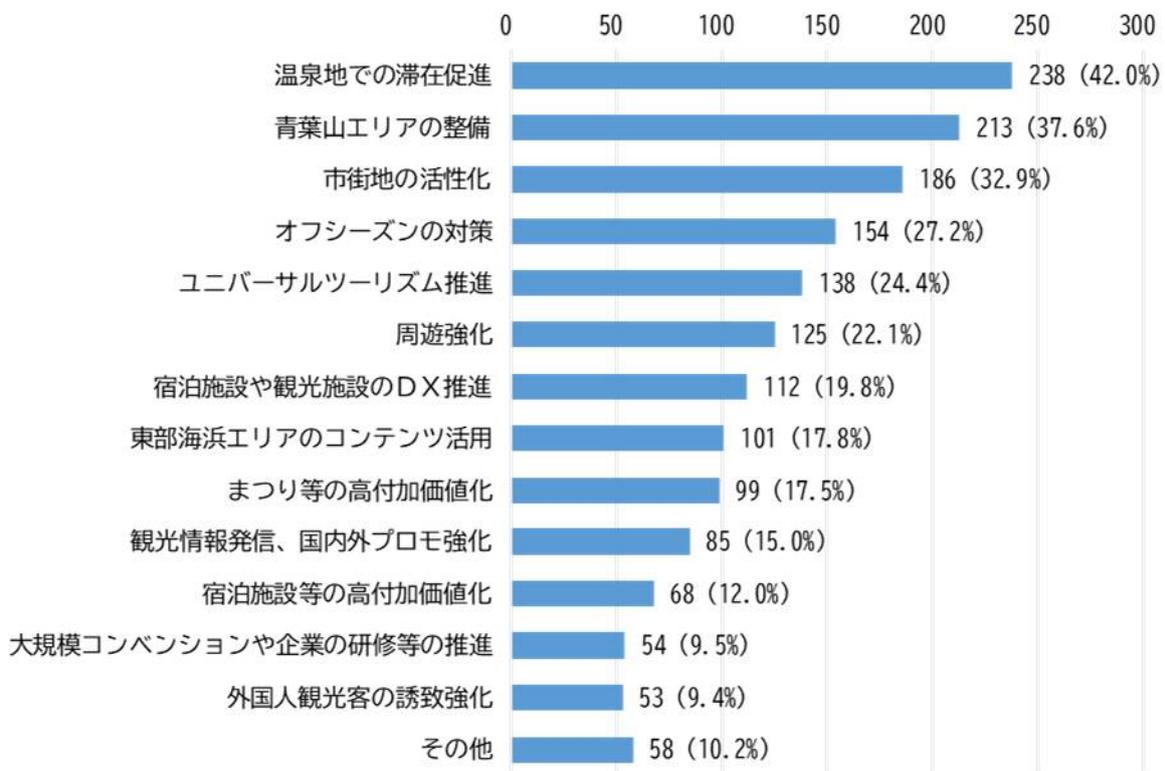
① 回答者属性



②宿泊税として支払っても良いと思う金額 (n=566)



③宿泊税の活用として望ましいと思うもの (複数回答)



(3) 考察

- ① 回答者の約 87%が県外在住であり、約 89%が観光またはビジネスを目的として来訪し、約 79%が仙台市内に宿泊していることから、概ねが課税対象となる宿泊客である。
- ② 一人一泊あたり 200 円という仙台市の案を示しながら金額を尋ねたところ、約 80%が 200 円以上の金額を支払ってもよいという結果であった。
- ③ 「温泉地での滞在促進」や「青葉山エリアの整備」、「市街地の活性化」といった、取組み 1 「エリアの特色を活かした魅力の磨き上げ」に該当する項目のほか、「オフシーズンの対策 (宿泊割引キャンペーン)」、「ユニバーサルツーリズム推進 (公衆トイレの整備)」等、旅行者を対象とした施策が高い支持を得た。

3. パブリックコメント及び旅行者アンケートを踏まえた基本的な考え方

<全般について>

- ・パブリックコメントにおいては、宿泊税に対する賛成、反対の意見はもとより、施策や制度に対する提案等についても様々なご意見があった。また、旅行者アンケートにおいては、ほとんどが宿泊税の負担に理解を示されたことから、仙台市としては、新たな観光資源の創出や受け入れ環境の充実、宿泊者数の増加に直接つながるキャンペーンなどを展開していくため、交流人口拡大という特定目的に用途を限定した安定的な財源として宿泊税の導入を図ることとしたい。
- ・検討会議においても、用途の明確化やチェック機能を担う仕組みの必要性についてもご意見があったが、継続的に制度導入に関する影響や効果検証を行い、適宜見直しができる官民の体制づくりを整備していくことが必要である。

<税率について>

- ・一泊あたり200円は妥当、問題ないというご意見がある一方、宮城県と合わせて500円となると極めて高額だというご意見があった。旅行者アンケートの結果なども踏まえ、仙台市の税率は200円を基本としつつ、県・市合わせた税率が過大にならないよう宮城県と調整していく。

<免税点について>

- ・免税点について、廉価な宿泊料を設定する宿泊施設や利用客への配慮という観点から、設定したほうが良いというご意見があった。
- ・検討会議では、できる限り制度はシンプルにしたほうが良いというご意見を多くいただいた一方、廉価な宿泊施設に対する配慮が必要というご意見もあり、制度上一定の免税点を設定する方向で検討していく。

<課税免除について>

- ・課税免除について、教育旅行を対象とすべき（子どもたちに配慮すべき）というご意見があった。東日本大震災という未曾有の災害を経験した都市でもあり、その経験と教訓を発信していく事は仙台市の責務である。震災遺構等を巡る教育旅行の誘致は政策的、公益的にも重要なものであることから、教育旅行に関しては課税免除とする方向で検討していく。
- ・一方、検討会議では、できる限り制度をシンプルにしたほうが良いというご意見が多く、教育旅行以外の子どもたちの教育活動をどこまで広げるのかといった視点については、制度の煩雑さや徴収事務の負担などを考慮しながら、宮城県と調整していく。

<宿泊事業者負担について>

- ・宿泊施設における徴収事務には、相当の労力とコストがかかると想定されることから、申告・納入された宿泊税額の一定割合を交付するなどの措置が必要と考えており、今後、宿泊事業者のご意見を伺いながら、具体の制度設計を検討していく。

<施策について>

- ・パブリックコメントや旅行者アンケートの結果は、今後の観光施策の推進にあたり、十分踏まえるべき視点として今後の取り組みに活かしていきたい。なお、宿泊税が制度化される場合には、官民の関係者する参画する協議組織を設置し、毎年度、税を充当する事業の実施状況や効果などを検証し、それらを広く公開しながら、旅行者や関連事業者のニーズにも即した施策を検討するなど、機動的に対応していく。

4. 制度設計（案）

パブリックコメントおよび旅行者アンケートの結果を踏まえた、本市の宿泊税の制度設計（案）は以下の通り。

①課税客体	○宿泊行為※とする。 ※旅館業法(下宿営業は除く)または住宅宿泊事業法に係る宿泊施設における宿泊行為
②課税標準	○宿泊数とする。
③納税義務者	○宿泊者とする。
④税率	○一律200円※とする。 ※市税分
⑤免税点	○条例にて規定を設けることを検討する。
⑥課税免除	○条例にて規定を設けることを検討する。
⑦徴収方法	○宿泊事業者等を特別徴収義務者とした特別徴収とする。
⑧申告・納入方法	○申告納入の時期(納期限)や、一会計年度当たりの回数その他の手続きなどについて検討する。
⑨特別徴収義務者 交付金	○特別徴収義務者である宿泊事業者等に対して、申告納入された宿泊税額の一定割合※を交付する。 ※交付率等については今後検討する。
⑩見直し時期 (課税を行う期間)	○制度開始当初は3年程度、その後は5年ごとに検証する。

なお、同時期に宿泊税の導入を検討している宮城県の制度案と異なる制度とした場合、宿泊事業者の事務負担が増大することが懸念されることから、税率はもとより、免税点、課税免除及び申告・納入方法等について、宮城県と十分に協議の上、慎重に検討することが望ましい。